

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁総務企画局政策課）

制 度 名	証券口座等に係る投資家の利便性向上のための措置											
税 目	所得税											
要 望 の 内 容	<p>投資家の利便性を向上させる観点から、</p> <p>① 確定申告書に添付する支払通知書又は特定口座年間取引報告書等について、原本添付以外に、金融機関から交付された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面の添付も認めること。</p> <p>② 特定保管勘定等の設定・廃止に係る特定口座異動届出書について、個人番号の記載を不要とすること。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1490 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 確定申告手続等の簡素化を図り、投資家の利便性を向上させる。</p> <p>(2) 施策の必要性 確定申告書に添付する一定の書面（支払通知書、特定口座年間取引報告書等）については、原本添付が必要とされている。そのため、金融機関から顧客に対し、電磁的記録による交付が可能とされいながら、実務上原本が郵送されるのが通常となっている。</p> <p>確定申告において、その電磁的記録を一定の方法により印字した書面を添付する方法も認めること等により、投資家の利便性の向上に資するとともに、将来的には行政運営の効率化にも資する。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政策の達成目標	確定申告手続等の簡素化を図り、投資家の利便性を向上させること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)
		政策目標の達成状況	－
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,944万人(2015年度 個人株主数の延べ人数) (出典)東京証券取引所等「2015年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、投資家の利便性向上を図る上で有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
要望の措置の妥当性		要望の措置は、税務上の手続に関するものであり、予算その他の措置によっては実現することができない。	
事 項 と 効 果 に 関 連 す る	租税特別措置の適用実績	－	
	租特透明化法に基づく適用実態	－	

	調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。